

## 鳥取県告示第29号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定に基づき、農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成24年1月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 変更の承認を受けた者の名称及び所在地  
財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構  
鳥取市東町一丁目271
- 2 変更承認年月日  
平成24年1月16日
- 3 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類  
農地売買等事業  
農地売渡信託等事業  
農業生産法人出資育成事業